児童手当制度改正比較表

区分		改正前(令和6年9月分まで)		改正後(令和6年度10月分から)	
支給対象		中学生(15歳到達後の最初の年度末まで)		高校生年代(18歳到達後の最初の年度末まで)	
手当月	0歳~3歳未満	15,000円	第3子以降15,000円	15,000円	- 第3子以降30,000円
	3歳~小学生	10,000円		10,000円	
	中学生	10,000円		10,000円	- 第3] 以 牌30,000[]
額	高校生	対象外		10,000円	
D.F.	所得制限	あり		なし	
児童の数え方		18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子を対象として、上から順に第1子、第2子、第3子…と数える。		22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子 (※)を対象として、上から順に第1子、第2子、 第3子…と数える。	
支給月		2月、6月、10月(年3回) 各前月までの4か月分を支給		偶数月(年 6 回) 各前月までの 2 か月分を支給	